

令和5年度秋田県放課後児童支援員認定資格研修 研修レポート抜粋

(誤字脱字等については校正しているため、原文と異なる場合があります)

県南会場

科目 ②放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護

- ◆ 児童虐待の中で外傷がない心理的虐待が最も多いことには驚きました。児童と日中接しているうちの一人として、支援員は小さなSOSに気づき、全職員で対応できるよう努めなければいけないと感じました。そして、その背景には親子の関係性や家庭環境があるとのことだったので、チェックリストを活用し、学校等にも気軽に相談できる体制にしていきたいと思いました。
- ◆ 放課後児童クラブの社会的責任の大きさと共に、そこに勤務する支援員は常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るための知識や技能の習得に努めなければならないことを理解できました。そして、子どもの人権に十分に配慮し、人格を尊重した育成支援をすると共に、虐待があってはならず、クラブを利用する子どもと保護者の様子を見ておくのも必要で、さらに地域みんなで子ども達が安全、安心に過ごせるように見守っていくことの大切さを学びました。
- ◆ 子どもの人権・人格を尊重し、個人のプライバシーを守り、知り得た情報をもらさない責任感や倫理観が大切であることを学びました。しかし、子どもの心身に有害な影響を与える虐待等の疑いが見受けられた場合は、一人で抱え込まず、早めに、ためらわず周囲に相談し連携し対応することが大事だと理解しました。普段から子どもたちとの細やかな交流をして、様々な言動を観察できる見守りをしたいと思います。
- ◆ 毎日顔を合わす子ども達は、学校でけんかをしたり、友達と何かあると、いつもと違う顔を見せます。自分から話す子どももいれば、こちらから聞いて話す子どももいます。今回の研修で、親が不自然・子が不自然・親子が不自然というチェックポイントを教わりました。何かおかしいと思ったときは、支援員同士で情報を共有し、本当におかしいとなればしかるべきところに相談する事が大事だと思いました。
- ◆ 子どもの人権に配慮し、一人一人の人権を尊重して運営を行うことの大切さを学びました。また、児童相談所における虐待相談の内容や件数が、どのようなものか学びました。親に放任されているような様子が見られる子がいても、どの程度だったら児童相談所に相談したら良いか、悩むところですが、一人で悩まず、学校の先生に相談する等の方法もあると分かり、心強かったです。